

## 分別変更説明会（議事要旨）

日時：平成 31 年 2 月 26 日（火）14：30～

場所：島松公民館視聴覚室

市対応者：山本 顕（廃棄物管理課長）・北口 大輔（同主事）

### 説明会次第

- 1 開 会
- 2 説 明（35分）
- 3 質疑応答（10分）
- 4 閉 会

### ～議事要旨～

#### 3 質疑応答

市民 A：ペットの砂は何ごみになりますか。

北口主事：衛生面の観点から燃やせるごみとして出していただく形になります。

市民 B：プラスチック製の漬物樽が複数あるが、どう出せばよろしいでしょうか。

北口主事：プラスチック製で同じ形状のものであれば最大 5 つまで 100 円のごみ処理券で出すことは出来ます。また、指定の燃やせないごみの袋に入れることが出来れば、燃やせないごみとしても出すことも出来ますが、4 月からは燃やせるごみとなります。ただ、金属製の漬物樽の場合は品目 1 つにつき 100 円として出すか、燃やせないごみとして出す形になります。

市民 C：プラスチック製の衣装ケースはどうやって出せば良いですか。

北口主事：先ほどと同じく、同じ形状のものであれば 5 つまで 100 円のごみ処理券で出すことができます。プラスチックでできた製品は、袋に入るものは 4 月からは燃やせるごみに、入らないものは粗大ごみとして出していただきたいと思います。

市民 D：例年行っている剪定枝の無料回収は今年も実施しますか。

山本課長：剪定枝の無料回収について時期は未定ですが、平成 31 年度も例年通り実施する予定です。

市民 E：スコップは 1 つにつき 1 枚のごみ処理券を貼るのでしょうか。

北口主事：直径 30 cm以内、長さ 150 cm以内であれば長ものとして、1 枚のごみ処理券で収集しますが、大きさを超えるものについては 1 品につき 100 円となります。また、40ℓの燃やせないごみの袋に長さが半分以上入っていても収集はいたします。

以上